

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

平成19年1月26日

京都市消防局長 折坂 義雄

第21条第1項各号列記以外の部分中「最高指揮者」の右に「(以下「最高指揮者」という。)」を加える。

別表、4を次のように改める。

4 出火時刻等

出火時刻	消防機関（消防局又は消防署（消防分署、消防出張所及び消防吏員駐在所を含む。）をいう。以下同じ。）が火災になったと認定した時刻をいう。
覚知方法	消防機関が最初に火災を覚知した方法をいう。
覚知時刻	消防機関が火災を覚知した時刻をいう。
入電時刻	通信回線等が消防機関に接続した時刻をいう。ただし、通信回線等を使用しない通報の場合は、受付を開始した時刻をいう。
指令時刻	消防隊等に対する出動指令がされた時刻をいう。
火勢鎮圧時刻	最高指揮者が火勢が消防隊の制御下に入り拡大の危険がなくなったと認定した時刻をいう。
鎮火時刻	最高指揮者が再燃のおそれがないと認定した時刻をいい、覚知方法が事後聞知の場合は、実際に再燃のおそれがなくなったと推定される時刻をいう。ただし、爆発による火災の場合は、最高指揮者が出火又は再爆発のおそれがないと認定又は推定した時刻とする。

第1号様式中「覚知日時」を「覚知時刻」に、「出火日時」を「出火時刻」に改める。

第2号様式中「撮影年月日」を「撮影日時」に改める。

第3号様式中「質問年月日」を「質問日時」に改める。

第10号様式中「 時 分 ころ」を削る。

第11号様式中「 時 分 ころ」を削り、「覚知日時」を「覚知時刻」に改める。

第15号様式中「覚知年月日」を「覚知時刻」に、

覚知方法		火災種別	
出火推定時刻	日 時 分	ころ 覚知時刻	日 時 分

を

覚知方法			
出火推定時刻	日 時 分	ころ 火災種別	
入電時刻	日 時 分	指令時刻	日 時 分

に改める。

第29号様式中「覚知日時」を「覚知時刻」に、「出火日時」を「出火時刻」に、「鎮火日時」を「鎮火時刻」に、「作成日」を「作成年月日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年1月1日以後に覚知した火災について適用する。

(消防局警防部調査課)